

弥生が丘地区まちづくり推進協議会運営細則

(市民活動団体)

第1条 弥生が丘地区まちづくり推進協議会規約(以下「規約」という。)第4条2号及び第5条2号の市民活動団体とは、営利を目的としない市民の自発的かつ公益的な活動を組織的かつ継続的に行う民間非営利団体(特定非営利活動法人を含む。)、ボランティアグループ及び地域コミュニティをいう。ただし、政治、宗教、選挙活動等を目的とする団体は除く。

(委員数等)

第2条 規約第6条第1項の運営委員及びまちづくり委員の委員数及び同条第2項並びに第3項の運営細則で定める団体等については、次の通りとする。

団体等名	委員数	
	運営委員	まちづくり委員
区長会	5人	
民生委員児童委員協議会	1人	3人以内
社会福祉協議会	1人	2人以内
スポーツ協会	1人	2人以内
交通対策協議会	1人	2人以内
青少年育成会	1人	2人以内
田代中学校	1人	
弥生が丘小学校	1人	
田代中学校PTA	1人	3人以内
弥生が丘小学校PTA	1人	3人以内
鳥栖市消防団第3分団 第4部・第6部	1人	2人以内
弥生会	1人	2人以内
婦人連絡協議会	1人	2人以内
食生活改善推進協議会	1人	2人以内
弥生が丘地区自治会	5人	5人以内
子ども会	1人	3人以内
おやじの会	1人	2人以内
しき・とんぼの会	1人	2人以内
やよいが丘保育園・弥生が丘あんじゅ保育園	1人	
弥生が丘マイत्री幼稚園	1人	
若楠療育園・青葉園	1人	2人以内
鹿毛病院・寿楽園	1人	2人以内
屋外広告物等撤去活動推進団体	1人	2人以内
弥生が丘夏祭り実行委員会	1人	2人以内
地区文化委員	1人	2人以内
人権擁護委員		1人
弥生を見守る会	1人	3人以内
若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	1人	
一般公募		4人以内

- 2 前項の運営細則で定める団体等については、毎年度、最初の運営委員会において決定する。
- 3 一般公募による者については、規約12条第1項の運営委員会で選考する。

(顧問)

第3条 規約第7条第3項の顧問は、市議会議員、学識経験者等とする。

(専門部会)

第4条 規約第14条第1項の専門部会については、次の通りとする。

・安全安心部会 ・地域交流部会

附 則

- この細則は、平成27年5月21日から施行する。
- この細則は、平成28年5月12日から施行する。
- この細則は、平成30年5月24日から施行する。
- この細則は、令和元年5月23日から施行する。
- この細則は、令和3年5月20日から施行する。
- この細則は、令和4年5月27日から施行する。